

東日本大震災関連の所得税の軽減について

東日本大震災に関連する所得税の軽減を受ける場合に、確定申告時の手続きが必要なものは次のとおりです。

○東日本大震災により住宅などに損害を受けた場合

東日本大震災により住宅や家財などに損害を受けた場合は、次のいずれかを選択して申告することで、所得税の軽減が受けられます。

	所得税法による雑損控除	災害減免法による税額の軽減	
概要	損害金額に基づき計算した金額を所得から控除	所得金額に応じて定められた割合を所得税額から軽減	
対象となる資産の範囲など	生活に通常必要な資産 (棚卸資産や事業の固定資産、山林、1つの価格が30万円を超える貴金属や書画などは対象外)	住宅または家財 (損害額が住宅や家財の価額の2分の1以上ある場合)	
控除額または所得税の軽減額	次のアとイのうち、いずれか多い方の金額 ア…差引損失額－所得金額の10分の1 ※差引損失額とは、損害金額から保険金などで補てんされる金額を差し引いた額 イ…差引損失額のうち、災害関連支出の金額－5万円 ※災害関連支出とは、災害により損害を受けた資産の取り崩しや原状回復のための修復に要した費用	軽減額は次のとおり	
		その年分の所得金額	所得税の軽減額
		500万円以下	全額免除
		500万円超750万円以下	2分の1軽減
750万円超1,000万円以下	4分の1軽減		
その他	・その年の所得金額から控除しきれない控除額については、以後5年間に繰り越して各年の所得金額から控除できます。	・損害を受けた年分の所得が1,000万円以下の方に限ります。 ・軽減を受けた年分の翌年以降は軽減を受けられません。	

※上記の手続きに必要なもの

- ①損害を受けた資産、取得時期、取得価額が分かるもの
- ②損害を受けた資産の取り壊し費用や修繕費用が分かるもの
- ③損害を受けたことにより受け取った保険金などの金額が分かるもの
- ④町から交付された「罹災証明書」
- ⑤申告される方の金融機関名や口座番号が分かるもの
- ⑥平成23年分の所得金額や所得控除額の分かる書類(源泉徴収票や社会保険料控除証明書など)

○個人の方が東日本大震災への寄付や義援金を支出した場合

個人の方が、国や被災した地方公共団体、日本赤十字社などへ東日本大震災にかかる寄付や義援金を支出した場合は、「特定寄付金」に該当し、寄付金控除の対象となります。控除額の計算は次のとおりです。

$$\left(\begin{array}{l} \text{①震災関連寄付金以外の} \\ \text{特定寄付金の額の合計額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{②震災関連寄付金の} \\ \text{額の合計額} \end{array} \right) - 2 \text{千円} = \text{寄付金控除}$$

※①の額は、所得金額の40%相当額が限度です。
※①と②の合計額は、所得金額の80%相当額が限度です。

また寄付金の種類によっては「特定震災指定寄付金」として、寄付金控除に代えて、次の計算式によって計算した額を税額控除として適用することができます。

$$\left(\begin{array}{l} \text{特定震災指定寄付金の} \\ \text{額の合計額} \end{array} - 2 \text{千円} \right) \times 40\% = \text{特定震災指定寄付金} \\ \text{特別控除額}$$

※特定震災指定寄付金の額の合計額は、所得金額の80%相当額が限度です。

詳しくは、国税庁ホームページ[<http://www.nta.go.jp/>]をご覧ください。下記までお問い合わせください。

岡郡山税務署 ☎024-932-2041(自動音声案内に従い、0を押してください)